

### 第 3 3 回山形家庭裁判所委員会議事概要

#### 第 1 日時

令和 3 年 2 月 1 7 日（水）午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 2 0 分

#### 第 2 場所

山形家庭裁判所第 1 会議室

#### 第 3 出席者（五十音順，敬称略）

青木敏，板垣裕子，伊藤正尚，梶熊祐吉，金谷和彦，菊地伸，小林裕明，清水紀和，鈴木隆，鈴木隆一，深沢茂之，山上朗（敬称略，五十音順）

（列席職員）

秋元家裁事務局長，近野家裁事務局次長，高山地裁総務課長，板垣家裁総務課課長補佐

（庶務）

古屋敷地裁総務課庶務係長

#### 第 4 議事

- 1 新任委員挨拶（板垣委員，梶熊委員，金谷委員，小林委員，清水委員）
- 2 前回委員会後の裁判所の取組状況報告（裁判所における採用広報について）
- 3 議題「裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

##### (1) 議題に関する基本説明

裁判所における対応の枠組み及び基本の方針を説明した上で，場面ごとに具体的な感染防止対策を説明

##### (2) 意見交換

別紙のとおり

#### 4 次回の予定等

##### (1) 次回開催日時

7 月 2 日（金）午後 1 時 3 0 分

##### (2) 次々回開催日時（地裁委員会と合同開催）

令和4年2月16日（水）午後1時30分

(3) テーマ

いずれも未定（委員長に一任）

(別紙)

意見交換結果（主な意見）

(◎委員長，○委員，■説明者（列席職員）)

1 裁判業務（裁判，調停，窓口での手続案内等）の場面での感染防止対策について

◎ 上記場面での感染防止対策について，気になった点，改善すべき点などがあれば御意見を伺いたい。

○ 裁判所では検温を行うことはできないのか。

■ 検温を強制的に実施することはできない。また，裁判所は絶えず不特定多数の人が出入りするため，管理が難しい。もちろん，自分の体調が不安な方には申し出ていただき，検温してもらうようにしている。

○ 裁判や調停などの期日変更の申出に対し，どのように対応したか。

■ 令和2年の緊急事態宣言時には，緊急を要する事件の期日以外は延期したが，現在は，緊急事態宣言が出されている地域の当事者についても，電話会議などの接触しない方法を利用することで，可能な限り期日を維持するようにしている。

○ 調停を短時間で実施すると，話合いの時間が不足するのではないか。

■ 初回の調停期日は，十分に時間を取って事情をお聴きしている。2回目以降は，対立点や問題点が明確になっていき，短時間での実施が可能となることが多い。もちろん，事案や進行状況に応じて必要なときは時間に余裕を持たせるなど，柔軟に対応している。

2 内部業務（会議，研修等）の場面での感染防止対策について

◎ 上記場面において，委員の皆さまの職場で行っている感染防止対策で参考になるものがあれば御紹介いただきたい。

また，気を付けている点や苦勞している点があれば，併せて御紹介いただきたい。

- 会議の際の着席は1つの机に1人とし、広い場所で行っている。研修は、自宅でオンライン参加するか、集合参加するかの選択制としている。
  - 研修や会議はリモートで実施している。集まった方が意思疎通しやすいが、ウェブ会議でも特段の問題は生じていない。ウェブ会議の際は、1人1台のパソコンを利用しており、発言が重ならないよう相手が話し終わってから、ゆっくり大きな声で話すよう意識している。テレビ会議については、発言者の顔をカメラが自動で映すシステムを導入した。
  - 従前は、1週間に1回、大勢で連絡確認等の打合せを行っていたが、現在は各部屋の代表者のみで実施しているため、顔を会わせる機会がない職員が出てきていることが気がりである。また、外部とのウェブ会議では、必要事項のみを討論して終わってしまうため、味気無さを感じている。
  - ウェブ会議になると、隣の人と相談したり、雑談したりして、親交を深めることは難しくなった。
  - ウェブ会議では、司会の力量が問われる。適切な人に発言を促さないと、進行が滞ることがある。同じ空間にいるときと比べて意思が伝わりにくく、臨場感に欠けるため、創造的な企画会議などは難しい。
- 3 一般の方を対象とした集合参加型のイベント（広報活動等）の場面での感染防止対策について
- ◎ 上記場面において、委員の皆さまの職場で行っている感染防止対策で参考になるものがあれば御紹介いただきたい。  
また、集合参加型に代わるイベントの形態について参考になるものがあれば御紹介いただきたい。
  - 感染者が出た場合に備えて、一般の方の入館時には氏名を届け出てもらおうようにしている。お祭りなどの不特定多数が参加するイベントは全て中止した。セミナーや講演会は事前に氏名や連絡先を確認できる人のみを対象とし、広い会議室を利用して、1人につき1つのテーブルを使用して行っている。

また、参加人数の上限を60人としている。マスク着用、手指消毒、換気、検温などの基本的な対策を講じた上で、会場では一方向を向いて着席してもらっている。

○ 本大学では、オンラインオープンキャンパスと称して、インターネット上に学内の様子をアップして、自由に見ることができるシステムを導入している。裁判所でも、法廷の様子をオンラインで見学することはできないか。

■ 動画システムというのは難しいが、ホームページにおいて、多くの写真を使用して法廷などの様子を説明することは考えられるため、今後検討したい。

○ セミナーは事前申し込みにより実施している。従前は100人を定員としていたが、現在は10人前後で行っている。広い部屋を使用し、1人につき1つのテーブルを割り当て、席間を十分に確保している。

ワークショップ形式の場合は密になりやすいため、パネルを置いたり、時間を短くするなどし、検温、マスク着用及び手指消毒などの対策を徹底している。

なお、不特定多数が参加するイベントは中止した。感染が発生して追跡の必要が生じた場合に備え、参加者が特定できる場合に限り、イベントを実施している。

○ 勉強会や法律相談会を念頭に考えると、イベントの参加者があらかじめある程度特定できるイベントに比べ、完全に不特定多数の一般市民が参加するイベントの開催は、現時点では難しいと思われる。

以 上